

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を改正する法律案参照条文

目次

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）	1
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）（抄）	11
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）	12
保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	31
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	37
日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）	38
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）	39
証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）	40

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第二百九条（略）

- 2 裁判所八裁判ヲ為ス前発起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ヒ執行役次項ニ於テ之ニ同シ）ノ陳述ヲ聴クヘシ
- 3 発起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役ハ第一項ノ裁判ニ対シテ即時抗言ヲ為スコトヲ得

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十八条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキハ法務大臣又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一・二（略）

- 三 会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ法務大臣ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ
- 2 （略）

第六十七条ノ二 社員ノ業務ノ執行ヲ停止シ若ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其ノ仮処分ノ変更若ハ取消アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第六十七条ノ三 取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

2~6（略）

第六十七条ノ三ノ二 取締役及監査役ハ前条第二項第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料（同号ニ規定スル財産力不動産ナルトキハ同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム）及左ノ事項ヲ調査スルコトヲ要ス

- 一 前条第一項ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ財産力定款ニ定メタル価格力相ヨリタルヤ否ヤ
- 二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ引受アリタルヤ否ヤ

- 三 前項ノ株式ニ付払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ
- 2 取締役及監査役ハ前項ノ調査ニ依リ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ不当ナル事項アリト認ムルトキハ各發起人ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ要ス

第七十六條 株式ノ申込ヲ為シタル者ハ發起人ノ割ニテタル株式ノ数ニ応ジテ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第七十七條 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

2 前項ノ払込ハ第七十五條第四項ノ書面若ハ株式申込証ノ用紙又ハ同條第六項若ハ第五項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル此等方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載又ハ記録シタル払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

3 第七十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十八條 前條第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社ヲ變更シ又ハ払込金ノ保管管ヲ為スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第七十九條 株式引受人ガ第七十七條ノ規定ニ依ル払込ヲ為サザルトキハ發起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ一週間前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

2 發起人ガ前項ノ通知ヲ為シタルモ株式引受人ガ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ發起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

3 前項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨グズ

第八十條 (略)

2 (略)

3 第二百三十二條第一項乃至第三項、第二百三十三條、第二百三十七條ノ三、第二百三十七條ノ四、第二百三十九條第二項第三項第五項乃至第七項、第二百三十九條ノ二乃至第二百三十九條ノ四、第二百四十一條第一項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條乃至第二百五十一條及第二百四十五條ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

第八十二條 創立總會ニ於テハ取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

2・3 (略)

第百八十六条 前条ノ規定ハ发起人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケズ

第百八十九条 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ发起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ払込金ノ保管ニ関シ証明ヲ為スコトヲ要ス
2 (略)

第百九十一条 株式ヲ引受ケタル者ハ会社ノ成立後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ用紙ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得又創立總會ニ出席シテ其ノ権利ヲ行使シタルトキ亦同シ

第百九十二条 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニシテ会社ノ成立後仍引受ナキモノアルトキハ发起人及会社成立当時ノ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込方取消サレタルトキ亦同シ

2 会社ノ成立後払込又ハ現物出資ノ給付ノ未済ナル株式アルトキハ发起人及会社成立当時ノ取締役ハ連帯シテ其ノ払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

3 前項ノ規定ニ依ル払込又ハ支払ヲ為シタル发起人又ハ取締役ハ其ノ払込又ハ支払ノ時ヨリ六月内ニ限り同項ノ株式ヲ引受ケタル者ニ対シ之ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株式ノ引受価額ヲ以テ売買價格トス

4 第百八十六条ノ規定ハ第一項及第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十二条ノ二 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ノ会社成立当時ニ於ケル実価ガ定款ニ定メタル價格ニ著シク不足スルトキハ发起人及会社成立当時ノ取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フ

2 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ニ付検査役ノ調査ヲ受ケタルトキハ其ノ財産ノ現物出資者及譲渡人ニ非ザル发起人及取締役ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ財産ニ付同項ノ義務ヲ負フコトナシ

3 第百八十六条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十五条 取締役又ハ監査役ガ第百七十二条ノ二又ハ第百八十四条第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任スベキ場合ニ於テ发起人モ亦其ノ責ニ任スベキトキハ其ノ取締役 監査役及发起人ハ之ヲ連帯債務者トス

第百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總會ニ於テ株主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ事項ガ會議ノ目的タル事項ニ關セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為スニ付調査ヲ要スルトキ其ノ他ノ正当ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 株主ガ会日ヨリ相当ノ期間前ニ書面ニ依リ總會ニ於テ説明ヲ求ムベキ事項ヲ通知シタルトキハ取締役及監査役ハ調査ヲ要スルコトヲ理

由トシテ説明ヲ拒ムコトヲ得ヌ

3 第三百四十二条ノ第一項及第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為入通知ニ之ヲ準用ス

第三百二十八条 総会ハ取締役ノ提出シタルモノ及監察員ノ稟報報告書ヲ調査セシムル為特ニ検査員ヲ選任スルコトヲ得

第三百二十九条 (略)

2}5 (略)

6 取締役ハ総会ノ終結ノ日ヨリ三月間第二項但書ノ書面及第三項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ヲ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

7 (略)

第三百四十四条 (略)

2}5 (略)

6 第二百六十二条第三項ノ規定ハ前項ニ掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ)ニ之ヲ準用ス

第二百四十九条 株主方決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ株主方取締役又ハ監察員ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

2 (略)

第三百五十六条 取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ヌ

2 最初ノ取締役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラス一年ヲ超ユルコトヲ得ヌ

3 前項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十八条 (略)

2 前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ依リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百六十条 取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

2 取締役会ハ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得又

一 重要ナル財産ノ処分及讓受

二 多額ノ借財

三 支配人其ノ他ノ重要ナル使用人ノ選任及解任

四 支店其ノ他ノ重要ナル組織ノ設置 変更及廃止

3 左ニ掲グル取締役ハ会社ノ業務ヲ執行ス

一 代表取締役

二 代表取締役以外ノ取締役ニシテ取締役会ノ決議ニ依リ会社ノ業務ヲ執行スル取締役ニ指名セラレ其ノ指寫ヲ受諾シタルモノ

4 前項ノ取締役ハ三月ニ一回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

5 第三項ノ取締役以外ノ取締役ニシテ会社ノ業務ヲ執行シタルモノハ第八百八十八条第二項第七号ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役ト看做ス

第百六十一条 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス

2 前項ノ場合ニ於テハ数人ノ代表取締役ヲ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定ムルコトヲ得

3 第二十九条第一項 第七十八条及第二百五十八条ノ規定ハ代表取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十四条 取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為スニハ取締役会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

ナル事実ヲ開示シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

2 前項ノ取引ヲ為シタル取締役ハ遅滞ナク其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

3・4 (略)

第二百六十五条 取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓渡シ会社ヨリ金錢ノ貸付ヲ受ケ其ノ他

自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス会社ガ取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ

間ニ於テ会社ト取締役トノ利害相反スル取引ヲ為ストキ亦同シ

2 (略)

3 前条第一項ノ規定ハ第一項ノ取引ヲ為シタル取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十六条 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当又ハ分配ノ為サレタル額

第二号ニ在リテハ供与シタル利益ノ価額、第三号ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第四号及第五号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済

又ハ賠償ノ責ニ任ス

- 一 第二百九十条第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案ヲ總會ニ提出シ又ハ第二百九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ
- 二 第二百九十四条ノ一第一項ノ規定ニ違反シテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキ
- 三 他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタルトキ
- 四 前条第一項ノ取引ヲ為シタルトキ
- 五 法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ
- 2 前項ノ行為ヲ取締役會ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議ニ賛成シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタルモノト看做ス
- 3 前項ノ決議ニ参加シタル取締役ニシテ議事録ニ異議ヲ止メザリシ者ハ其ノ決議ニ賛成シタルモノト推定ス
- 4 取締役方第二百六十四条第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキハ其ノ取引ニ因リ取締役又ハ第三者ガ得タル利益ノ額ハ第一項ノ會社ノ蒙リタル損害額ト推定ス但シ同条第三項ニ定ムル權利ヲ行使シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 5 第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ス
- 6 第一項第四号ノ取引ニ関スル取締役ノ責任ハ前項ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事項ヲ開示スルコトヲ要ス
- 7 第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ハ其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ第五項ノ規定ニ拘ラズ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額(次項第二号ニ於テ限度額ト称ス)ヲ限度トシテ第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得
 - 一 決議ヲ為ス株主總會ノ終結ノ日ノ属スル營業年度又ハ其ノ前ノ各營業年度ニ於テ其ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム)トシテ會社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益(次号及第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ營業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ四年分ニ相当スル額
 - 二 其ノ取締役ガ會社ヨリ受ケタル退職慰勞金ノ額及使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ退職手当中取締役ヲ兼ヌル期間ノ職務遂行ノ対価タル部分ノ額並ニ此等ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニ四ヲ乗ジタル額ト何レカ低キ額
 - 三 其ノ取締役ガ第二百八十条ノ二十一第一項ノ決議ニ基キ發行ヲ受ケタル第二百八十条ノ十九第一項ノ權利ヲ就任後ニ行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ會社ノ株式ノ時価ヨリ第二百八十条ノ二十四項ニ規定スル合計額ノ一株当リノ額ヲ控除シタル額ニ發行ヲ受ケ又ハ之ニ代ヘテ移轉ヲ受ケタル株式ノ数ヲ乗ジタル額、其ノ權利ヲ就任後ニ讓渡シタルトキハ其ノ価額ヨリ同条第二項第三号ノ發行価額ヲ控除シタル額ニ讓渡シタル權利ノ数ヲ乗ジタル額
- 8 前項ノ場合ニ於テハ取締役ハ同項ノ責任ノ免除ニ関スル決議ヲ為ス株主總會ニ於テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ要ス
 - 一 責任ノ原因タル事実及賠償ノ責ニ任ズベキ額

- 二 限度額及其ノ算定ノ根拠
- 三 責任ヲ免除スベキ理由及免除額
- 9 取締役八第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ関スル議案ヲ株主總會ニ提出スルニハ監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役
 数人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 10 第七項ノ責任ノ免除ニ関スル決議アリタル場合ニ於テ会社ガ決議後ニ其ノ取締役ニ対シ同項第二号ノ退職慰勞金、退職手当又ハ財産上
 ノ利益ヲ与フルトキハ株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス其ノ取締役ガ決議後ニ同項第三号ノ権利ヲ行使シ又ハ譲渡ストキ亦同シ
- 11 第七項ノ責任ノ免除ニ関スル決議アリタル場合ニ於テ其ノ取締役ガ同項第三号ノ権利ニ付発行セラレタル新株予約権証券ヲ所持スル
 トキハ其ノ取締役ハ遅滞ナク之ヲ会社ニ預託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ取締役ハ前項ノ譲渡ニ付テノ承認ヲ得ルニ非ザレバ其
 ノ新株予約権証券ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
- 12 会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ニ付其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重
 大ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事実ノ内容、其ノ取締役ノ職務遂行ノ状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ特ニ必要アリト認ムルトキ
 ハ賠償ノ責任スベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得
 - 一 取締役會ノ決議ノ日ノ属スル營業年度又ハ其ノ前ノ各營業年度ニ於テ其ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価（其ノ取締役ガ使用
 人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム）トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益（第七項第一号
 及第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ノ額ノ營業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ四年分ニ相引ル額
 - 二 第七項第一号及第三号ニ掲グル額
- 13 第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル議案ヲ株主總會ニ提出スル場合及同項ノ定款ノ定ニ基ク責任ノ免除ニ関スル議案ヲ
 取締役會ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス
- 14 第十二項ノ定款ノ定ニ基キ取締役會ガ責任ノ免除ノ決議ヲ為シタルトキハ取締役ハ遅滞ナク第八項第一号及第三号ニ掲グル事項並ニ
 賠償ノ責任スベキ額ヨリ第十二項各号ニ掲グル額ヲ控除シタル額及其ノ算定ノ根拠並ニ免除ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ
 旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ス
- 15 総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ会社ハ第十二項ノ定款ノ定ニ基ク免除ヲ為スコ
 トヲ得ス
- 16 第十項及第十一項ノ規定ハ第十二項ノ決議アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ前項ノ規定ニ依リ免除ヲ為スコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ
 在ラス
- 17 代表取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「六」ト、第
 十二項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」トス
- 18 社外取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「二」ト、第
 十二項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」トス

- 19 会社八第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ社外取締役トノ間ニ於テ爾後其ノ者ガ取締役トシテ第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキ八定款ニ定メタル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償ノ責任ヲ負フベキ旨ヲ約スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得
- 一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属スル營業年度又ハ其ノ前ノ各營業年度ニ於テ其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益(次号及第七項第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ營業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ二年分ニ相ヨスル額
- 二 其ノ社外取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職慰勞金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニヲ乘シタル額トノ何レカ低キ額
- 三 第七項第三号ニ掲グル額
- 20 前項ノ社外取締役ガ其ノ会社若ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役若ハ支配人其ノ他ノ使用人又ハ子会社ノ執行役トナリタルトキ八同項ノ契約ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ
- 21 第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ第十九項ノ定款ヲ設クル議案ヲ株主總會ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス
- 22 第十九項ノ契約ヲ為シタル会社ガ其ノ相手方タル社外取締役ノ第一項第五号ノ行為ニ因リ損害ヲ蒙リタルコトヲ知リタルトキ八取締役ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主總會ニ於テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ要ス
- 一 第八項第一号ニ掲グル事項並ニ第十九項各号ニ掲グル額ノ合計額及其ノ算定ノ根拠
- 二 其ノ契約ノ内容及其ノ契約ヲ為シタル理由
- 三 責任ヲ負ハザルコトトナリタル額
- 23 第十項及第十一項ノ規定ハ社外取締役ガ第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ第十九項ノ契約ニ依リ同項ノ限度ニ於テ責任ヲ負ヒタルトキニ之ヲ準用ス
- 第二百六十六条ノ二 前条第一項ノ規定ハ同項第一号ノ場合ニ於テ同項ノ金額ニ付弁済ヲ為シタル取締役ヨリ善意ノ株主ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケズ
- 第二百六十六条ノ三 取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付善意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責任ヲ負フ
- 2 取締役ガ株式申込証ノ用紙、新株引受權証書、新株予約權申込証、社債申込証若ハ新株予約權付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ニ掲グルモノノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録若ハ第二八十一條第一項ニ掲グルモノニ記載若ハ記録スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載若ハ記録ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告(第二八十三條第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ取締役ガ其ノ記載若ハ記録、登記又ハ公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証

明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

3 第三百六十六条第一項及第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十七条 (略)

2・3 (略)

4 前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

5~7 (略)

第三百六十九条 取締役ヲ受クベキ報酬ニ付テノ左ニ掲グル事項ハ定款ニ之ヲ定メザリシトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

一 報酬中額ヲ確定シタルモノニ付テハ其ノ額

二 報酬中額ヲ確定セザルモノニ付テハ其ノ具体的ナル算定ノ方法

三 報酬中金錢ニ非ザルモノニ付テハ其ノ具体的ナル内容

2 株主總會ニ前項第二号又ハ第三号ニ規定スル報酬ノ新設又ハ改定ニ關スル議案ヲ提出シタル取締役ハ其ノ株主總會ニ於テ其ノ報酬ヲ相
当トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百七十二條 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ノ為取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第三百八十条 (略)

2 第三百六十六条ノ三第一項ノ規定ハ監督役ヲ監督報告書ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十条ノ七 新株ノ引受人ハ払込期日ニ各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十条ノ九 払込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ払込期日ノ翌ヨリ株主トナル

2 新株ノ引受人ガ払込期日迄ニ払込又ハ現物出資ノ給付ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ

3 前項ノ規定ハ新株ノ引受人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨グズ

第二百八十條ノ十二 新株ヲ引受ケタル者ハ新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ヌ其ノ株式ニ付株主ノ権利ヲ行使シタルトキ亦同シ

第二百八十條ノ十三 新株発行ニ因ル変更ノ登記アリタルニ拘ラス仍引受ナキ株式アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ヲ取消サレタルトキ亦同シ

2 前項ノ規定ハ取締役ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨グズ

第百八十二條 取締役ハ毎決算期ニ左ニ掲グルモノ及其ノ附屬明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案

2 第三十二條ノ第一項ノ規定ハ前項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノニ之ヲ準用ス

3 取締役ハ第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類又ハ同項ノ附屬明細書ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ電磁的記録ハ之ヲ此等ノ書類ト、其ノ電磁的記録ノ記録ハ之ヲ此等ノ書類ト記載ト看做ス

4 第二項ニ掲グルモノハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

5 (略)

第二百四十二條 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

2 前項ノ決議ニ付テハ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ヌ

第二百六十六條 取締役ハ前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前ヨリ株式移転ノ日後六月ヲ經過スル日迄左ニ掲グルモノヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一 (略)

二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 二ノ丁六 (略)

2 (略)

第二百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ株式移転ノ日ニ於テ完全子会社トナル会社ニ現存スル純資産額ヨリ其ノ会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ヌ

第二百八十九条 検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一 (略)

二 発起人、取締役又ハ監査役ニ第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第七十七条、第八十条ノ二又八第八十条ノ三ノ一ノ規定ニ依リテ責ニ任スベキ事アルヤ否ヤ
三 五 (略)

第四百十五条 (略)

2 前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限りテ提起スルコトヲ得
3 (略)

第四百五十二条 検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一 発起人、取締役、監査役又ハ清算人ニ第九十二条第一項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第八十条ノ二、第八十条ノ三ノ一又八第四百二十条第一項ノ規定ニ依リテ責ニ任スベキ事アルヤ否ヤ
二・三 (略)

商業登記法(昭和二十八年法律第二百二十五号)(抄)

(添付書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主總會(ある種類の株主の總會を含む。以下同じ。)、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき商法の規定により株主總會の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)(第一条の二第三項

に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）における登記すべき事項につき、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

（重要財産委員会等の登記）

第八十条の二 商法特例法第一条の三第一項に規定する重要財産委員会の登記の申請書には、重要財産委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

（取締役等の変更の登記）

第八十一条 取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役）の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 (略)

株式会社 監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条の一 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「連結子会社」とは、他の株式会社により経営を支配されているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいふ。

（重要財産委員会等の設置等）

第二条の三 (略)

2 重要財産委員会は、第五項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行う。

3 重要財産委員会は、取締役二人以上で組織する。

4 前項の取締役（次条及び第一条の五において「重要財産委員」といふ。）は、取締役会の決議により定めらる。

5 重要財産委員会を設置した大会社又はみなし大会社においては、取締役会は、商法第二百六十条第二項の規定にかかわらず、その決議により、同項第一号及び第二号に掲げる事項の決定を重要財産委員会に委任することができる。

(重要財産委員会の運営)

第一条の四 重要財産委員であつて重要財産委員会が指名するものは、重要財産委員会の決議の内容を、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

2 取締役は、重要財産委員でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

一 重要財産委員会の議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 重要財産委員会の議事録が電磁的記録(商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの大会社又はみなし大会社の本店における閲覧又は謄写

3 商法第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三第一項及び第二百六十条ノ四の規定は、重要財産委員会について準用する。この場合において、商法第二百五十九条ノ二及び第二百六十条ノ二第一項中「定款」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替へるものとする。

(重要財産委員会の登記)

第一条の五 大会社又はみなし大会社が重要財産委員会を置いたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 重要財産委員会を置く旨

二 重要財産委員の氏名

2 商法第六十七条の規定は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

(会計監査人の選任)

第二条 (略)

2 取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

3 監査役会は、その決議をもつて、取締役に對し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とすることを請求することができる。会計監査人の選任に関する議案の提出についても、同様とする。

4~8 (略)

(会計監査人の資格)

第四条 (略)

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 大会社の子会社(商法第二百十一条ノ二に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役(第二十一条の五第一項第四号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。)若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三・四 (略)

(会計監査人の任期)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 第二系第二項及び第二項前段の規定は、会計監査人を再任しないことを株主総会の会議の目的とする場合について準用する。

(会計監査人の解任)

第六条 (略)

2 (略)

3 第二系第二項及び第二項前段の規定は、会計監査人の解任を株主総会の会議の目的とする場合について準用する。

第八条の二 会計監査人は、次の各号の二に該当するときは、監査役会の決議をもつて解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役会が選任した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない。

3 第一項の規定により解任された会計監査人は、前項の株主総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の欠けた場合等の処置)

第六条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないうとき

は、監査役会は、その決議をもって一時会計監査人の職務を行つべき者を選任しなければならない。

2 (略)

(会計監査人の権限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 会計監査人は、その職務(連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)を行うため必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 (略)

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第四条第二項第一号から第三号までに該当する公認会計士、大会社又はその子会社若しくは連結子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である者及び大会社又はその子会社若しくは連結子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(監査役会に対する会計監査人の報告)

第八条 会計監査人がその職務を行うに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役会に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

(計算書類等の提出期限)

第十二条 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げるものを監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 取締役は、前項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。

3 商法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による同法第二百八十一条第一項各号に掲げるものの提出又は前項の規定による同項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ二第四項中「監査役」とあるのは「監査役会又は八会計監査人」と読み替えるものとする。

(会計監査人の監査報告書)

第十三条 会計監査人は、前条第一項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役会及び取締役提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七条第三項の規定により子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分に限る。)

二 商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

3 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役」とあるのは「監査役会又は取締役」と読み替えるものとする。

(監査役会の監査報告書)

第十四条 監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監査役会に対し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2 監査役会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

3 前項の監査報告書には、第一項の規定による監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、各監査役の意見を付記することができる。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相対でないとして認めるときは、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 商法第二百八十一条ノ三第二項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項(同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

4 前条第四項の規定は、第三項の監査報告書について準用する。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の送付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役会」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役又は八会計監査人」と読み替えるものとする。

(検査役の選任等)

第十五条 商法第二百三十八条、第二百八十二条(有限会社法(昭和十二年法律第七十四号)第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十二条第一項及び第二項の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)

第十六条 各会計監査人の監査報告書に第十二条第二項の規定による商法第二百八十一条ノ三第二項第三号に掲げる事項の記載があり、かつ、監査役会の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載(各監査役の意見の付記を含む。)がないときは、同法第二百八十三条第一項の規定にかかわらず、取締役は、同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるものについて定時総会の承認を求めるときを要しない。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらのものを提出し、その内容について報告しなければならない。

2 取締役は、商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は前項後段の報告をしたときは、遅滞なく、同法第二百八十一条第一号及び第三号に掲げるもの又はその要旨を公告しなければならない。ただし、次項の決議をした大会社においては、この限りでない。

3 大会社は、取締役会の決議をもつて、大会社が商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした後遅滞なく、同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるものに記載され又は記録された情報を、電磁的方法(同法第二百三十条第三項の電磁的方法をいう。以下同じ。)であつて法務省令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることができぬ。

4・5 (略)

(監査役員の員数等)

第十八条 大会社にあつては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、その就任前に大会社又はその子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者でなければならない。

2 大会社は、監査役の互選をもつて常勤の監査役を定めなければならない。

3 第二系第一項及び第二項の規定は、大会社の監査役を選任する場合について準用する。

4 大会社の監査役は、その連結子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねることができない。

5・6 (略)

(商法の特例等)

第十九条 大会社に関する商法第二百三十八条、第二百六十六条第九項(同条第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。)、第二百七十四条ノ二並びに第四百一十條第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「監査

「役」とあるのは、「監査役会」とする。

2 (略)

(連結計算書類)

- 第十九条の二 大会社の取締役は、当該大会社の決算期における当該大会社並びにその子会社及び連結子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（以下「連結計算書類」という。）を作成しなければならない。
- 2 連結計算書類は、次項の監査を受ける前に取締役会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた連結計算書類は、第一項の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めるところにより、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 4 取締役は、第二項の承認を受けた連結計算書類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより前項の監査の結果を報告しなければならない。
- 5 商法第二百八十一条第三項の規定は連結計算書類の作成について、同法第二百八十三条第二項及び第三項の規定は第二項の承認を受けた連結計算書類について準用する。

(監査役による連結子会社の調査等)

- 第十九条の三 監査役は、連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 2 商法第二百七十四条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(委員会及び執行役の設置等)

第二十一条の五 委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 指名委員会
 - 二 監査委員会
 - 三 報酬委員会
 - 四 一人又は数人の執行役
- 2 委員会等設置会社には、監査役を置くことができない。委員会等設置会社を設立する場合についても同様とする。

(取締役の任期及び権限)

第二十一条の六 取締役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。

2 取締役は、委員会等設置会社の業務を執行することができない。ただし、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(取締役会の権限等)

第二十一条の七 取締役会は、次に掲げる事項その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

一 経営の基本方針

二 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

三 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項

四 第二十一条の十四第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

2 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。

3 取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を執行役に委任することができない。

一 第一項各号に掲げる事項

二 第二十一条の八第五項の規定による同条第一項から第三項までに規定する委員会を組織する取締役の決定

三 第二十一条の十第六項第一号の規定による委員会等設置会社を代表する者の決定

四 第二十一条の十二第二項の規定による執行役の選任及び同条第六項の規定による執行役の解任

五 第二十一条の十五第一項本文の規定による同項に規定する代表執行役の決定及び同条第一項の規定による共同代表に関する決定

六 第二十一条の十七第四項及び第六項において準用する商法第二百六十六條第十一項の定款の定めに基づく責任の免除

七 第二十一条の二十六第一項に規定するもの承認

八 商法第二百四條第一項ただし書の定款の定めに基づく株式の譲渡の承認及び同法第二百四條ノ二第五項前段(同法第二百四條ノ五第六

一項後段において準用する場合を含む。)の規定による株式の譲渡の相手方の指定

九 商法第二百三十一條の規定による株主総会の招集の決定

十 株主総会に提出する議案(取締役及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。)の内容

の決定

十一 商法第二百四十五條第一項各号に掲げる行為の内容の決定(同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う

場合を除く。)

十二 商法第二百四十六條第一項に規定する契約の内容の決定

十三 商法第二百五十九條第一項ただし書に規定する取締役の決定

十四 商法第二百六十四條第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)(の規定による承認又は同法第二百六

十四條第二項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)(の規定による決定

- 十五 商法第百六十五条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)(の規定による承認
- 十六 商法第百八十条ノ二十二第一項ただし書の規定による新株予約権の譲渡の承認
- 十七 商法第百九十二条ノ五第一項の定款の定めに基づく金銭の分配
- 十八 株式交換契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百五十二条第一項の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合を除く。)
- 十九 株式移転を行う場合における商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項の決定
- 二十 分割計画書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行う場合を除く。)
- 二十一 分割契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百七十四条ノ十七第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)
- 二十二 合併契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第四百八条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

(委員会の権限等)

- 第二十一条の八 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。
- 2 監査委員会は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - 一 取締役及び執行役の職務の執行の監査
 - 二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 3 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有する。
- 4 委員会(第二十一条の五第一項第一号から第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。)(は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。ただし、各委員会につき、その過半数は、社外取締役であつて委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。
- 5 委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。
- 6 前項後段の規定により委員会を組織する取締役が選任された場合であつても、委員会等設置会社の成立の前においては、委員会は、その権限を行使することができない。
- 7 監査委員会を組織する取締役(以下「監査委員」という。)(は、委員会等設置会社若しくはその子会社(当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。)(の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

(委員会の運営等)

第二十一条の九 取締役及び執行役は、委員会の要求があつたときは、当該要求をした委員会に出席し、当該委員会の求めた事項について説明をしなければならない。

2 商法第二百五十九条第一項ただし書の規定により取締役会を招集すべき取締役が定められた場合であっても、当該取締役以外の委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

3 委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。

4 委員会を組織する取締役がその職務の執行（当該取締役が所属する委員会の権限の行使に関するものに限る。以下この項において同じ。）につき委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

一 費用の前払い

二 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にないときは相当の担保の提供）

5 取締役は、委員会の議事録について、当該議事録に係る委員会を組織する取締役でない場合であっても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

一 当該議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 当該議事録が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの委員会等設置会社の本店における閲覧又は謄写

6 商法第二百五十八条、第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十条ノ四の規定は、委員会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条ノ二及び第二百六十条ノ二第一項中「定款」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替へるものとする。

（監査委員会による監査の方法等）

第二十一条の十 監査委員会が指名する監査委員は、いつでも、他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会等設置会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の権限（連結子会社については、連結計算書類に関するものに限る。）を行使するために必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して営業の報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。この場合において、商法第二百七十四条ノ二第一項の規定を準用する。

3 前二項に規定する監査委員は、当該各項の規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

- 4 監査委員は、執行役が委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会において、その旨を報告しなければならない。
- 5 監査委員は、執行役が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。この場合においては、商法第百七十五条ノ第一項の規定を準用する。
- 6 委員会等設置会社が取締役若しくは執行役に対し訴えを提起し、又は取締役若しくは執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、当該訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が当該委員会等設置会社を代表する。ただし、取締役又は執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合には、監査委員（当該訴えを提起するものを除く。）に對してされた訴状の送達は、当該委員会等設置会社に対して効力を有する。
 - 一 監査委員が当該訴えの当事者である場合、取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて委員会等設置会社を代表する者を定めるときは、その者）
 - 二 前号の場合以外の場合、監査委員会が指名する監査委員
- 7 次の各号に掲げる場合においては、監査委員（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては第一号の訴えの相手方となるべきものを、第二号に掲げる場合には商法第百六十八条第六項に規定する訴訟の当事者であるものを除く。）が委員会等設置会社を代表する。
 - 一 委員会等設置会社が商法第百六十七条第一項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の訴えの提起の請求を受ける場合
 - 二 委員会等設置会社が商法第百六十七条第二項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百四十二条ノ第一項の承諾をする場合
 - 三 委員会等設置会社が商法第百六十八条第六項（第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の通知及び催告を受ける場合

（報酬委員会による報酬の決定の方法等）

- 第 11 条の 11 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針を定めなければならない。
- 2 報酬委員会は、第二十一条の八第三項に定める権限を行使するには、前項に規定する方針によりなければならない。
- 3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを取締役又は執行役が受ける個人別の報酬とする場合には、その内容として、それぞれ当該各号に定める事項を決定しなければならない。
 - 一 確定金額、個人別の額
 - 二 不確定金額、個人別の具体的な算定方法
 - 三 金銭以外のもの、個人別の具体的な内容

4 第一項に規定する方針は、営業報告書に記載しなければならない。

(執行役の権限)

第二十一条の十二 執行役の権限は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第二十一条の七第二項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。
- 2 委員会等設置会社の業務を執行すること。

(執行役の選任等)

第二十一条の十三 執行役は、取締役会において選任する。委員会等設置会社を設ける場合についても、同様とする。

2 前項後段の規定により執行役が選任された場合であつても、委員会等設置会社の成立の前においては、執行役は、その権限を行使することができない。ただし、商法第百八十八条に定める登記に関する事務については、この限りでない。

3 執行役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会が終了した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。

4 (略)

5 取締役は、執行役を兼ねることができる。

6 執行役は、いつでも、取締役会の決議をもつて解任することができる。

7 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会等設置会社に対し、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(執行役の取締役会に対する報告義務等)

第二十一条の十四 執行役は、三月に一回以上、取締役会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人(他の執行役に限る。)により当該報告をすることができる。

2 執行役は、取締役会の要求があつたときは、取締役会に出席し、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。

3 執行役は、第二十一条の七第一項第四号の取締役に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、取締役会の招集を請求することができる。

4 商法第二百五十九条第三項の規定は執行役が前項に規定する請求をする場合について、同条第四項の規定は前項に規定する請求があつた場合における当該請求をした執行役について準用する。

5 執行役は、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告しなければならない。

6 執行役は、商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十条ノ十五第一項、第三百六十二条第一項、第三百七十二條第一項、

第二百七十四条ノ十二第一項、第二百七十四条ノ二十八第一項、第三百八十條第一項、第四百十五條第一項及び第四百二十八條第一項に規定する訴えの提起については、取締役とみなす。

7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

- 一 商法第六十七條ノ二 執行役の職務執行停止若しくは職務代行者選任の仮処分又は当該仮処分の変容若しくは取消し
- 二 商法第七十條ノ二 仮処分命令により選任された執行役の職務代行者
- 三 商法第二百二十七條ノ三 株主の求めた事項についての執行役の株主総会における説明
- 四 商法第二百五十四條第二項 委員会等設置会社と執行役との関係
- 五 商法第二百五十四條ノ一、第二百五十四條ノ三、第二百五十八條、第二百六十四條及び第二百六十五條 執行役

(代表執行役)

- 第二十一條の十五 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、当該委員会等設置会社を代表すべき執行役（以下「代表執行役」といふ。）を定めなければならない。ただし、執行役の員数が一人である場合においては、当該執行役が当然に代表執行役となるものとする。
- 2 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、数人の代表執行役が共同して当該委員会等設置会社を代表すべきことを定めることができる。
- 3 商法第二十九條第二項、第七十八條及び第二百五十八條の規定は、代表執行役について準用する。

(表見代表執行役)

第二十一條の十六 委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責めに任ずる。

(取締役及び執行役の会社に対する責任)

- 第二十一條の十七 取締役又は執行役は、その任務を怠つたときは、委員会等設置会社に対し、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負ふ。
- 2 前項の規定により取締役又は執行役の負つ義務は、すべての株主の同意がなければ免除することができない。
- 3 商法第二百六十六條第四項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四條第一項（第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して同法第二百六十四條第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。

- 4 商法第二百六十六條第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負つ損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。

い。

5 商法第二百六十六条第十九項から第二十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務についての責任の限度額を定める契約について準用する。ただし、当該社外取締役が監査委員である場合においては、同法第二百六十六条第二十一項の規定は、準用しない。

6 商法第二百六十六条第七項から第十七項までの規定は、執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。この場合において、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは、「代表執行役」と読み替えるものとする。

7 前項後段に定めるもののほか、前三項の場合において必要な技術的講習又は、政令で定める。

第二十一条の十八 執行役は、次の各号に掲げる行為をしたときは、委員会等設置会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案の取締役会への提出（取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。）当該決議に基づき配当がされた額

二 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配当をした執行役が前号の規定により当該配当の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負つときは、当該額を控除した額）

三 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配に関する議案の取締役会への提出（取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。） 当該決議に基づき金銭の分配がされた額

四 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配 当該分配をした額（当該分配をした執行役が前号の規定により当該分配の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負つときは、当該額を控除した額）

2 前条第一項の規定は、前項の規定により執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の十九 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配（以下「配当等」という。）が同法第二百九十条第一項又は第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する場合において、これらの違反があることについて善意の株主は、自己の受けた配当等について、第二十一条の十七第一項又は前条第一項の規定により当該配当等の全部又は一部に相当する額を委員会等設置会社に弁済した取締役又は執行役からの求償の請求に必要とする義務を負わない。

第二十一条の二十 取締役又は執行役は、商法第二百九十四条ノ二第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、委員会等設置会社に対し、当該財産上の利益の価額に相当する金銭を支払う義務を負う。この場合においては、同法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第二十一条の十七第二項の規定は、前項の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の二十一 商法第二百六十五条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の承認を受けた同法第二百六十五条第一項に規定する取引により委員会等設置会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、当該委員会等設置会社に対し、当該損害を賠償する義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百六十五条第一項の取締役又は執行役

二 第二十一条の七第二項の規定による委任に基づき当該取引をすることを決定した執行役

三 商法第二百六十五条第一項の承認の決議に賛成した取締役(当該承認を受けた取引が委員会等設置会社と取締役との間の取引又は委員会等設置会社と取締役の利益が相反する取引である場合に限る。)

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、総株主の議決権の三分の二以上の多数をもつて免除することができる。この場合において、当該取締役又は当該執行役は、株主総会において、前項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

(取締役及び執行役の第三者に対する責任)

第二十一条の二十二 取締役又は執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該取締役又は当該執行役は、これにより第三者に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 監査委員が、監査委員会の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は監査委員会において当該記載のある監査報告書の承認の決議に賛成したときも、前項と同様とする。ただし、当該記載をし、又は当該賛成をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 執行役が株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録若しくは第二十一条の二十六第一項に掲げるものに記載若しくは記録をすべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告(第二十一条の三十一第三項において準用する第十六条第三項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。)をしたときも、第一項と同様とする。ただし、その記載若しくは記録、登記又は公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 商法第二百六十六条第二項の規定は、第一項本文の決議について準用する。

(取締役及び執行役の連帯責任)

第二十一条の二十三 取締役又は執行役が委員会等設置会社又は第三者に生じた損害を賠償する義務を負う場合において、他の取締役又は他の執行役も当該損害を賠償する義務を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(代表訴訟)

第二十一条の二十五 委員会等設置会社における商法第二百六十八条第一項の取締役の責任を追及する訴えについては、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第二項（同法第二十一条の二十第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第四項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」と、「取締役」とあるのは、「取締役（監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は、執行役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第二項（同法第二十一条の十八第二項及第二十一条の二十第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第六項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」と読み替えるものとする。

(計算書類の作成等)

第二十一条の二十六 取締役会が指定した執行役は、毎決算期に、次に掲げるもの及びその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならぬ。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

- 2 商法第二十二條ノ一第一項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げるものについて準用する。
- 3 商法第二百八十一条第三項の規定は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書の作成について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。
- 4 第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査（同項第二号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）及び監査委員会の監査を受けなければならない。
- 5 商法第二百八十一条第五項の規定は、第一項第一号から第二号までに掲げるもの及びその附属明細書について準用する。

(計算書類の提出期限等)

第二十一条の二十七 前条第一項の執行役は、定時総会の会日の八週間前までに、同項各号に掲げるものを監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の執行役は、前項の規定により前条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

3 前条第二項又は第三項の場合においては、第一項の執行役は、前二項の規定による同条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書の提出に代えて、同条第二項において準用する商法第三十三条ノ一第一項又は前条第三項において準用する同法第二百八十一条第三項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(会計監査人の監査報告書)

第二十一条の二十八 会計監査人は、前条第一項の規定により第二十一条の二十六第一項各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査委員会及び同項の執行役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十二条第一項第二号に掲げる事項

二 商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項（同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）

三 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨（会計に関する部分に限る。）

3 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき、説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに前条第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは、「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは、「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替へるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十一条の二十九 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを第二十一条の二十六第一項の執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

- 2 前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

 - 一 第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 第二十一条の七第一項第一号に掲げる事項についての取締役会の決議の内容が相与でないときは、その旨及び理由
 - 三 商法第二百八十一条ノ二第二項第六号、第八号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）
 - 四 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨（会計に関する部分以外の部分に限る。）
 - 五 取締役又は執行役の職務遂行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
 - 六 第二十一条の十第二項の規定により子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（会計に関する部分以外の部分に限る。）

- 3 前条第四項の規定は、前項の監査報告書について準用する。
- 4 商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、第二十一条の二十七第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに第二十一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは、「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは、「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは、「監査委員会」と読み替えるものとする。

（計算書類の取締役への提供等）

- 第二十一条の三十 監査委員会は、第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書、会計監査人の監査報告書並びに監査委員会の監査報告書に記載又は記録がされている情報を、法務省令で定めるところにより、法務省令で定める時期までに、各取締役（監査委員を除く。）に提供しなければならない。この場合において、監査委員会は、執行役に当該提供をさせることができる。
- 2 第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開権する必要がある。

（定時総会における計算書類の取扱い等）

- 第二十一条の三十一 次の各号のいずれにも該当する場合には、商法第二百八十三条第一項及び第二百九十三条ノ二の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案については、これらのものについての第二十一条の二十六第一項の取締役会の承認があつた時に、同法第二百八十三条第一項の承認を得たものとみなす。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらものを提出し、その内容及び利益の処分又は損失の処理の理由その他当該定時総会における株主の議決権行使の参考になるべきもの

として法務省令で定める事項を報告しなければならない。

- 一 各会計監査人の監査報告書に次に掲げる記載があること
イ 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い委員会等設置会社の財産及び損益の状況を止しく表示したものである旨
ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合する旨
- 二 監査委員会の監査報告書（各監査委員の意見の付記を含む。）に次に掲げる記載がないこと
イ 前号イ及びロについての会計監査人の監査の結果を相当でないこと認めたる旨
ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が委員会等設置会社の財産の状況その他の事情に照らし著しく不当である旨
- 2 委員会等設置会社にあつては、利益の処分として、取締役又は執行役に対する金銭の分配をすることができない。
- 3 第十六条第二項から第四項までの規定は、取締役が商法第二百八十二条第一項の承認を得（第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く。）、又は第一項後段の報告をした場合について準用する。この場合において、第十六条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。
- 4 委員会等設置会社に関する商法第八十八条第二項第十号の規定の適用については、同号中「第二百八十二条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第三項ニ於テ準用スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代フル執行役ノ決定」とする。

（連結計算書類）

- 第二十一条の二十二 第二十一条の二十六第一項の執行役は、連結計算書類を作成しなければならない。
- 2 前項の規定により作成された連結計算書類は、次項の承認を受ける前に、法務省令で定めるところにより、監査委員会及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 3 前項の監査を受けた連結計算書類は、当該連結計算書類に係る委員会等設置会社の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めるところにより、取締役会の承認を受けなければならない。
- 4 取締役は、前項の承認を受けた連結計算書類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより、第一項の監査の結果を報告しなければならない。
- 5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の連結計算書類の作成について、同法第二百八十二条第二項及び第三項の規定は第一項の連結計算書類について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。
- 6 みなし大会社である委員会等設置会社については、前各項の規定は、適用しない。

（株式申込証の用紙等の記載事項）

第二十一条の三十三 委員会等設置会社の発起人又は執行役が作成すべき株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証の用紙には、第一条の二第二項の定款の定めがある旨をも記載しなければならない。

2 委員会等設置会社に関する商法第七十五条第二項第十三号の規定の適用については、同号中「取締役若八」とあるのは「取締役、執行役若八」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル第二百六十六条第十九項」とする。

(登記事項)

第二十一条の三十四 委員会等設置会社の登記においては、商法第八十八条第二項第七号（監査役に関する部分に限る。）及び第七号ノ一から第九号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 委員会等設置会社である旨
- 二 取締役が第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役であるときは、その旨
- 三 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を組織する取締役の氏名
- 四 執行役の氏名
- 五 代表執行役の氏名及び住所
- 六 数人の代表執行役が共同して委員会等設置会社を代表すべきことを定めたときは、その規定

(清算)

第二十一条の三十五 委員会等設置会社が解散したときは、第一条の二第二項の定款の定めを廃止したものとみなす。

2 清算中の株式会社は、前項の定款の定めを設けることができない。

3 委員会等設置会社が解散した場合における商法第四百七条第一項の規定の適用については、同項中「取締役其ノ清算人」とあるのは、「取締役（監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク）其ノ清算人ト為リ監査委員会ヲ組織スル取締役其ノ監査役」とする。

4 前項に規定する場合における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「取締役（第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役を除く。）」とする。

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

(定義)

第 九 条 （略）

2~4 (略)

5 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6~11 (略)

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13~16 (略)

17 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この項において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

18 (略)

19 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

20 この法律において「所属保険会社」とは、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）をいう。

21 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行つた保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

22 (略)

(免許)

第二系 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つことができない。

2・3 (略)

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払つことを約し、保険料を収受する保険（次号八に掲げる死亡のみに係るものを除く。）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払つこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であつて、前号に掲げる保険に係るもの

5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険（次号に掲げる保険を除く。）

二 前項第一号に掲げる保険

三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

6 (略)

(設立の登記)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 商法第六十四条第二項（支店所在地における設立の登記）及び第六十五条から第六十七条まで（支店設置の登記、本店及び支店の移転の登記並びに変更の登記）の規定は相互会社について、同法第六十七条ノ二（社員の業務執行停止等の登記）の規定は相互会社の取締役及び監査役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四条第二項中「前項」とあり、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六条第一項及び第六十七条中「第六十四条第一項」とあるのは、「保険業法第二十七条第二項」と読み替へるものとする。

(取締役及び取締役会)

第五十一条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項（会社との関係）、第二百五十四条ノ二から第二百五十六条ノ二まで（取締役の欠格事由、義務、員数及び任期並びに選任決議の定足数）、第二百五十七条（解任）、第二百五十八条（欠員の場合の処置）、第二百六十四条（競業禁止義務）、第二

百六十五条（取締役会社間の取引）、第二百六十六条（第七項第三号、第十項後段、第十一項及び第十九項第三号を除く。）から第二百六十九号まで（取締役の責任等、取締役の責任を追究する訴え及び報酬）、第二百七十一条（職務代行者の権限）及び第二百七十二号（株主の差止請求権）の規定は相互会社の取締役について、同法第二百五十九号から第二百六十号ノ四まで（取締役会の招集者、招集の通知、招集手続の省略、権限及び決議の方法、監査役取締役会出席義務等並びに議事録）の規定は相互会社の取締役会について、同法第二百六十一号（会社代表）及び第二百六十二号（表見代表取締役の行為についての責任）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四号ノ二第三号中「本法」とあるのは「保険業法、本法」と、同法第二百五十四号ノ三中「総会」とあるのは「社員総会又ハ総代会」と、同法第二百五十六号第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会）」と、同法第二百五十六号ノ二中「二付テハ総会ニ」とあるのは「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七号第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会以下本款ニ於テ同ジ）」と、同法第二項中「第三百四十三号」とあるのは「保険業法第六十二号第二項」と、同法第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者）」と、同法第六十二号第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代」と、同法第二百六十六号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第一項中「配当又ハ分配」とあるのは「支払又ハ償却若ハ分配」と、同項第一号中「第二百九十条第一項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項又ハ第二項」と、「利益ノ配当」とあるのは「基金利息ノ支払又ハ基金ノ償却若ハ剰余金ノ分配」と、「総会ニ提出シ又ハ第二九十三号ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタル」とあるのは「社員総会ニ提出シタル」と、同項第二号中「第二百九十四号ノ二第一項」とあるのは「保険業法第五十九号第一項ニ於テ準用スル第二百九十四号ノ二第一項」と、同法第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同法第六項中「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代ノ総数）」、同法第七項中「第三百四十三号」とあるのは「保険業法第六十二号第二項」と、同項第一号中「次号及第三号」とあるのは「次号」と、同法第十二項中「第七項第二号及第三号」とあるのは「第七項第二号」と、同法第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員」と、同法第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同法第十九項第一号中「次号及第七項第三号」とあるのは「次号」と、同法第二百六十六号ノ三第二項中「株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙」とあるのは「基金拠出申込証若ハ社債申込証ノ用紙」と、「第二百八十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十九号第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項」と、「第二百八十三号第五項」とあるのは「保険業法第五十九号第一項ニ於テ準用スル株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律第十六号第三項」と、同法第二百六十七号第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十九号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七十二号中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十号第五項中「第八十八号第二項第七号ノ二」とあるのは「保険業法第二十七号第二項第三号の二」と、同法第二百六十号ノ四第六項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「社員（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総

代」と、同条第七項中「親会社若八子会社」とあるのは「子会社（相互会社が保険業法第二十一条第二項二規定スル株式会社ノ総株主又八有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式会社又八有限会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 (略)

2 基金の償却又は剰余金の分配は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。ただし、第十二条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一 基金の総額

二 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額

三 前項の基金利息の支払額

四 その決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額

五 その他内閣府令で定める額

3 (略)

(基金償却積立金)

第五十六条 基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てなければならない。

(組織変更における株式交換)

第九十二条の五 相互会社は、他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第二百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。以下この款において同じ。）とするため、組織変更に際して、株式交換を行うことができる。

2 (略)

(業務の範囲等)

第九十七条 保険会社は、第二十三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

(株式の評価の特例)

第一百十二条 保険会社は、その所有する株式のうち市場価格のあるもの（第一百八条第一項に規定する特別勘定に属するものとして経理さ

れたものを除く。以下この項において同じ。）の時価が当該株式の取得価額を超えるときは、商法第二百八十五条（財産評価に関する特則）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、当該株式について取得価額を超える時価を超えない価額を付すことができる。

2 (略)

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条（決議取消しの訴え）（第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ十五（新株発行の無効の訴え）（同法第二百一十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第六十条第四項において準用する場合を含む。）、第三百六十三条（株式交換無効の訴え）、第三百七十二條（株式移転無効の訴え）、第三百七十四条ノ十二（分割無効の訴え）（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条（資本減少無効の訴え）（同法第二百八十九条第四項（準備金の減少に関する準用規定）において準用する場合を含む。）、第四百十五条（合併無効の訴え）（第八十四条第二項（第九十六条において準用する場合を含む。）及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第四百二十八条（設立無効の訴え）（第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2~6 (略)

(負担金の納付)

第二百六十五条の三十三 会員は、機構の事業年度ごとに、保険契約者保護資金に充てるため、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の当該事業年度末における保険契約者保護資金の残高が、機構の資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

2 (略)

(登録)

第三百七十六條 生命保険募集人及び損害保険代理店は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(変更等の届出等)

第二百八十条 生命保険募集人又は損害保険代理店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき。当該変更に係る生命保険募集人又は損害保険代理店
一丁六 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に登録し、その旨を所属保険会社に通知しなければならない。

3 (略)

(所属保険会社を代理人とする登録の申請等)

第二百八十四条 生命保険募集人若しくは損害保険代理店又は第二百八十条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社を代理人として、第二百七十七条第一項の規定による登録の申請又は第二百八十条第一項若しくは第二百二条の規定による届出をすることができぬ。

(権限の委任)

第二百十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百八十条第一項、第二百九十条第一項又は第二百二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)(抄)

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百九十九条 第二百六十一条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役の氏名を定めたときにおけるそ

の者が代表取締役となる時期についても同様とする。

2 第二百六十一条第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3～5 (略)

6 第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(新相互会社又は新株式会社の設定に関する特例)

第三百十五條 第二百七十五條第一項の規定又は第二百七十六條において準用する会社更生法第八十三條第一項の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合においては、当該新相互会社又は新株式会社（以下この条において「新法人」といふ。）についての発起人の職務は、管財人が行つ。

2～9 (略)

(新相互会社の設立に関する特例)

第三百七十一條 第三百六十五條において準用する第二百七十五條第一項の規定により更生計画において相互会社を設立することを定めた場合においては、当該相互会社（以下この条において「新相互会社」といふ。）についての発起人の職務は、管財人が行つ。

2～7 (略)

日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（抄）

(保険業法の適用等)

第五條 (略)

2 保険業法の規定は、同法第二百七十六條、第二百八十條、第二百七十七條（登録の取消しに係る部分に限る。）及び第五編の規定を除き、前項の届出に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における公社に適用があるものとする。この場合において、公社は、当該届出に係る損害保険会社等を同法第二十一条第二十項に規定する所屬保険会社とする同法第二百七十六條の登録を受けた損害保険代理店とみなす。

3 (略)

会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

第五条（略）

2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、次に掲げる地方裁判所にもすることができ、

一 株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所

二 株式会社が商法第百十一条ノ第一項に規定する親会社において当該親会社における同項に規定する子会社（同条第二項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社について同項に規定する子会社（同条第二項の規定により子会社とみなされるものを含む。）に該当する子会社とみなされるものを含む。）

三 株式会社が商法第百十一条ノ第一項に規定する子会社（同条第二項の規定により子会社とみなされるものを含む。）に該当する場合同条第一項に規定する親会社についての更生事件が係属する地方裁判所

四 株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一條の二第一項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項に規定する連結子会社（当該株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九條の二又は第二十一條の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての更生事件が係属する地方裁判所

五 株式会社が商法特例法第一條の二第四項に規定する連結子会社に該当する場合における同項に規定する他の株式会社（当該他の株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九條の二又は第二十一條の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての更生事件が係属する地方裁判所

六 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

3（略）

（取締役等の競業禁止義務）

第六十五條 更生会社の取締役又は執行役員は、更生手続開始後その終了までの間において自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、商法第二百六十四條第一項（商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、管財人に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七十二條第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2~4（略）

（更生会社及び子会社に対する調査等）

第七十七条 管財人は、更生会社の取締役、執行役、監査役、清算人及び支配人その他の使用人に対して更生会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は更生会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、その職務を行うため必要があるときは、更生会社の子会社（商法第百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第二項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）に対してその業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

3 前項に規定する子会社又は連結子会社は、正当な理由がない限り、同項の規定による報告又は検査を拒むことができない。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第四百十条 更生会社の使用人の退職手当の請求権についての更生債権等の届出は、退職した後とするものとする。

2 更生会社の使用人が第百二十八条第一項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可の決定以前に退職したときは、退職後一月の不變期間内に限り、退職手当の請求権についての更生債権等の届出をすることができる。

3 (略)

（更生会社の取締役等に関する特例）

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4 更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることが妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

6 (略)

証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書

(以下「有価証券報告書」という。)を、当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券取引所に上場されている有価証券

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前号に掲げるものを除く。)

四 当該会社が発行する有価証券(株券その他の政令で定める有価証券に限る。)で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの(前号に掲げるものを除く。)